

令和3年5月25日

保護者各位

宜野湾市立嘉数中学校
校長 玉城 健蔵
(公印省略)

本校の緊急事態宣言下における教育活動について（通知）

平素より、本校の学校教育についてご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、本県が緊急事態宣言の対象区域に追加され、その期間は令和3年5月23日から6月20日までとなっております。

新型コロナウイルス感染症の急拡大により、生徒の学習を保障するためには、適切な感染症防止対策の徹底並びに不要不急の外出や移動の自粛等が求められております。

つきましては、本校における緊急事態宣言下の教育活動について、沖縄県教育委員会や市教育委員会の感染症対策の基準に従い、下記の通り適切な対応を行い、教育活動を継続いたします。

各家庭においても、引き続き感染拡大防止について、ご理解いただき、ご協力をお願いします。

記

1 感染症対策の徹底について、

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗いまたは手指消毒を徹底する。屋外においても十分な感染対策を講じる。

(2) 健康観察の徹底

生徒、教職員とも登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。生徒の体調が悪い時は自宅で休養を促し、無理して登校しないよう指導する。

(3) 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動については、実施を控える。

(4) 学校行事等

校内での学校行事のうち、感染リスクの高い活動については、延期または縮小する。

(5) 部活動

原則休止とする。ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り活動を認める。参加にあたっては、学校において十分な感染症対策を講じる。

なお、上記大会等への参加に向けて、学校が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守する。

①活動内容等を精選し、短時間（平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内）とし、

必要最小限の人数で行う。

②練習試合や合同練習は禁止する。

③部活動に係る学校への登下校時、公式戦会場等への移動時において、生徒同士による飲食を厳に慎むよう、特に指導を徹底する。

令和3年5月21日付け教県第398号

「県立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について（通知）」参照